

被災農業者向け経営体育成支援事業

～大雪被害対策の実施について～

平成25年度の大雪により被害を受けた、農産物の生産に必要な施設等の再建・修繕及び撤去を支援します。

Point

- Point 1 平成25年度の大雪により被害を受けた、農産物の生産に必要な施設（農業用ハウス、果樹棚、畜舎等）の再建・修繕、農業用機械の取得について助成します。
- Point 2 農産物の生産に必要な施設の撤去についても助成します。
- Point 3 施設の再建・修繕、農業用機械の取得は、国が 1/2を助成します。（地方公共団体が4/10を助成する場合には、農業者の負担は1/10になります）
- Point 4 撤去は、10/10相当を定額助成します（地方公共団体が1/2相当を負担することを前提に、国が1/2相当を補助）。
- Point 5 大雪により被害を受けた日以降の取組（着工）であれば、事業計画承認等の手続き前の取組でも対象となります。（施設の被害状況、作業を行った者、日付け、費用の額が分かる書き物や写真、作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類の保存をお願いします）



助成対象者

次の要件を満たした農業者

- ① 平成25年度の大雪被害により農産物の生産に必要な施設等が被害を受けたことについて、市町村長から証明を受けていること
- ② 今後も営農を継続すること

施設の再建・修繕等について

助成の対象となる事業内容

- (1) 農産物の生産に必要な施設の再建・修繕（必要な資材を購入して自らが再建・修繕する場合を含む）
（例）：農業用ハウス、育苗施設、農作業用施設（農機具格納庫や農業資材庫）畜舎、堆肥製造施設など（きのこ栽培用施設も対象です）
- (2) (1)と一体的に行う附帯施設の取得・修繕
- (3) 附帯施設のみの取得（修繕により利用できない場合が対象）
- (4) 農業用機械の取得（耐用年数期間内で、かつ修繕により利用できない場合が対象）
（例）：トラクター、田植機、コンバイン、乗用管理機など

※ (3)及び(4)の場合は、農業経営の改善の目標設定が必要。

（例）：経営規模の拡大、農産物の品質向上、生産コストの縮減、新規作物の導入等

※ 以下のものは対象となりません。

- ・ 農業生産に必要な施設以外の施設（農産物の加工・販売に関する施設等）
- ・ 附帯・補完的器具（育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車等）
- ・ 消耗品（トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等）
- ・ 大雪により被害のあった日より前に着工（契約、発注、購入など）したもの

※ 施設の強度の向上や規模拡大等を行うことも可能ですが、原型復旧を超える部分は自己負担となります。

助成を受けるための主な要件

①地方公共団体による予算の上乗せ措置（地方公共団体単独事業を含む。）

又は②金融機関等からの融資を受けていること。

金融機関からの融資について、農業信用基金協会から債務保証を受けることにより、融資対象物件以外の担保や同一経営外の保証人なしで融資を受けることができる制度があります（追加的信用供与補助事業）。
融資機関から債務保証を求められた場合は、各都道府県の農業信用基金協会にご相談ください。

助成率

事業費 × 1/2（国による支援分）

国の助成金の残り部分について、地方公共団体から支援を受けることが出来る場合がありますので、市町村や都道府県にお問い合わせください。

園芸施設共済（特定園芸施設及び附帯施設）に加入している場合は、国の補助金から、共済支払金の国庫補助金相当額（特定園芸施設及び附帯施設の支払共済金×1/2）を控除します。

施設等の撤去について

助成の対象となる事業内容

被災した施設（農産物の生産に必要なもの）の解体、廃材の運搬・処理。

助成を受けるための主な要件

国の助成金の額以上を地方公共団体が助成していること。

地方公共団体の助成については、市町村や都道府県にお問い合わせください。

助成率

以下の定額助成単価に施設の面積を乗じた金額と、撤去を行うために実際に支出する（した）費用を比較し、いずれか低い額（うち国1/2、地方公共団体1/2）

- | | |
|----------------------------|--|
| (1) 被覆材がガラスのハウス | 1,200円/m ² |
| (2) 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス | 880円/m ² |
| (3) 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス | 290円/m ² |
| (4) 畜舎 | 4,500円/m ² |
| (5) 自力撤去 | 110円/m ² |
| (6) その他の施設 | (1)～(5)に準じる
(例えば、果樹棚は(3)又は(5)、農作業用施設は(4)) |
- (7) 市町村特認単価（次のような理由で、上記助成単価を超えることがやむを得ない場合、市町村は都道府県と協議の上助成単価を決めることができますので、市町村にご相談ください（自力撤去以外））
- ① 施設の設置場所が傾斜地であるために平地での撤去作業に比べて費用が増加する場合。
 - ② 施設が鉄筋コンクリート造りであるために撤去費用が増加する場合。
 - ③ 施設内の搾乳施設、給餌施設、ケージ、水耕栽培システムの撤去のために本体施設の撤去とは別に費用が増加する場合。
 - ④ 施設の基礎部分の解体が必要なために費用が増加する場合。
 - ⑤ 断熱材を使用しているために廃棄資材の処理費用が増加する場合。

園芸施設共済（特定園芸施設及び附帯施設）に加入している場合は、国の補助金から、共済支払金の国庫補助金相当額（特定園芸施設共済の支払共済金の撤去費用分×1/2）を控除します。

本事業による農業者への支援は市町村を通じて行われます。

本事業の詳細や、地方公共団体の追加支援などは、被災した施設の所在する市町村の農政担当部局や以下の各地方農政局等へお問い合わせ下さい。

〔地方農政局等〕

東北農政局 経営・事業支援部経営支援課 022-263-1111(内線 4547)

〔管轄:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県〕

関東農政局 経営・事業支援部経営支援課 048-600-0600(内線 3839)

〔管轄:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県〕

北陸農政局 経営・事業支援部経営支援課 076-263-2161(内線 3971)

〔管轄:新潟県、富山県、石川県、福井県〕

東海農政局 経営・事業支援部経営支援課 052-201-7271(内線 2356)

〔管轄:岐阜県、愛知県、三重県〕

近畿農政局 経営・事業支援部経営支援課 075-451-9161(内線 2797)

〔管轄:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県〕

中国四国農政局 経営・事業支援部経営支援課 086-224-4511(内線 2496)

〔管轄:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県〕

九州農政局 経営・事業支援部経営支援課 096-211-9111(内線 4495)

〔管轄:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕

内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部経営課 098-866-0031(内線 83294)

〔管轄:沖縄県〕

〔農林水産本省〕

経営局就農・女性課経営体育成支援室

03-6744-2148(直通)

〔管轄:北海道〕